

平成17年3月30日判決言渡

平成15年(ワ)第9119号損害賠償請求事件(甲事件)

平成16年(ワ)第696号損害賠償反訴請求事件(乙事件)

同年(ワ)第700号損害賠償請求事件(丙事件)

口頭弁論終結日 平成17年1月19日

判 決 要 旨

第1 当事者

甲事件原告・乙事件被告 株式会社武富士

甲事件被告・乙及び丙事件原告 今原美、新里宏二、宮田尚典、株式会社同時代社

丙事件被告 武井保雄

第2 請求

1 甲事件

(1) 甲事件被告ら(乙事件及び丙事件原告ら)は、連帯して、甲事件原告(乙事件被告)に対し、金5500万円及びこれに対する平成15年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 甲事件被告(乙事件及び丙事件原告)新里宏二及び同株式会社同時代社は、別紙物件目録記載の書籍の出版及び販売をしてはならない。

2 乙事件

乙事件被告(甲事件原告)は、乙事件原告ら(甲事件被告ら、丙事件原告ら)に対し、それぞれ金750万円及びこれに対する平成15年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 丙事件

丙事件被告は、丙事件原告ら(甲事件被告ら、乙事件原告ら)に対し、それ

ぞれ金750万円及びこれに対する平成15年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第3 事案の概要

本件は、甲事件被告（乙事件及び丙事件原告。以下単に被告と表示する。）新里宏二（以下「被告新里」という。）、同今瞭美（以下「被告今」という。）及び同宮田尚典（以下「被告宮田」という。）ほか執筆し、被告株式会社同時代社（以下「被告同時代社」という。）が出版した「武富士の闇を暴く」と題する書籍（以下「本件書籍」という。）につき、甲事件原告（乙事件被告。以下単に原告と表示する。）が、本件書籍中別紙名誉毀損部分等一覧表記載の各記述（以下「本件各記述」という。）が原告の名誉を毀損するものであるとして、名誉毀損の不法行為に基づき、損害賠償と出版差止めを求めて提訴した（甲事件）のに対し、被告らが、甲事件の提訴は不当訴訟であり違法であるとして、不法行為に基づき、原告及び甲事件提訴当時原告の代表取締役であった丙事件被告に対し、損害賠償を求めている（乙事件及び丙事件）事案である。

第4 争点

- 1 本件各記述（中山事件に関するものを除く。）の真実性ないし相当性の有無（甲事件について）
- 2 中山事件に関する記述が原告の名誉を毀損するか、公正な論評に当たるか及び（摘示）事実についての真実性ないし相当性の有無（甲事件について）
- 3 甲事件の提訴の違法性の有無（乙事件及び丙事件について）
- 4 本件書籍の出版による原告の損害（判断の必要がなかった争点）
- 5 甲事件提訴による被告らの損害

第5 当裁判所の判断の要旨

- 1 甲事件について
甲事件については、問題とされた31箇所の記述のうち、その大部分につい

ては真実であると認めることができ、さらに、真実であるとまでは認めることができな部分についても、積極的に事実と反すると認められるわけではなく、そのみでは原告の社会的評価を低下させるものとは認め難く、不法行為の成立が否定されるか、少なくとも真実であると信じるについて相当の理由はこれを優に認めることができる。特に、本件書籍は、前書き及び後書き部分の記載から明らかなように原告の業務のあり方を批判するものであるところ、原告は、そのうち第三者請求に関する記述を主として採り上げ、それらが原告の名誉を毀損するものと主張しているが、判決書45ないし75頁において認定誤示したとおり、原告が指摘する記述の第三者請求に関する部分はいずれもその記載の趣旨のとおり社会通念上十分非難に値する行為があったものと認められるところである。したがって、上記各記述についてはいずれも真実性ないし相当性の抗弁が認められ、原告の請求はいずれも理由がないものといわなければならない（判決書75ないし76頁）。

2 乙事件及び丙事件について

(1) 甲事件提訴の違法性の有無

一般に、訴えの提起が違法な行為となる場合については、提訴者が当該訴訟において主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、同人がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たのにあえて提起したなど、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠く場合に限り、相手方に対する違法な行為になるものというべきである（最高裁昭和63年1月26日第3小法廷・民集42巻1号1頁）（判決書76頁）。

また、上記の基準については、提訴者が請求原因事実の不存在のみならず、抗弁事実の存在を認識し又は容易に認識し得た場合も、同様に訴え提起等が違法になる余地があるものと解される。もっとも、名誉毀損訴訟においては、事実が真実であると証明された場合には違法性が否定されるのに対し、真実

であるとの証明はないが真実であると信じたことに相当な理由があるときには、違法性が否定されるのではなく故意過失、すなわち責任が否定されるとされていることからして、一般には、いわゆる相当性の抗弁が認められて請求が棄却された場合、表現自体の違法性は否定されていないのであるから、訴えの提起や訴訟遂行が違法と判断されることは考え難いものと一応いうことができる。しかし、記事の大部分について真実性の証明があり、一部に真実であるとはまではいえないがそう信じたことに相当な理由があるというように、部分的に真実性の立証が欠けているにすぎず、かつその部分についても相当性の立証はされているような場合には、表現の自由が民主主義体制の存立と健全な発展のために必要な、憲法上最も尊重されなければならない権利であることに鑑み、全体的に見れば損害賠償請求権の不存在が明らかであって、訴えの提起等が違法となる余地があるものと解される（判決書84ないし85頁）。

本件各記述は、その概要部分においては真実であり、ごく一部については、それらは原告の社会的評価を低下させるものではなく不法行為を構成しないものか、少なくとも真実であるとは認められないものの、そう信じるについては相当な理由があり、事実と反すると明らかに認められる部分は存在していないものである。原告は、このことについて既にされた確定判決の内容や行政当局への申立てに伴う調査によって、あらかじめ認識し、又は容易に認識することが可能であったにもかかわらず、本件書籍出版の直後に出版社と執筆者のうち3名の弁護士を被告として訴えを提起したのは、明らかに不相当な行為であり、本件は、そのような提訴のあり方を自戒すべき事案であったことは疑いがない。

したがって、甲事件の提訴は、本件各記述の大部分について真実であり、その余の部分についても、原告の社会的評価を低下させるものではなく不法行為を構成しないか、少なくとも真実であることに相当の理由があつて、請

求が認容される余地のないことを知悉しながら、あえて、批判的言論を抑圧する目的で行われたものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして不相当なものというべきであり、違法な提訴であると認められる（判決書90頁）。

(2) 損害

そして、この原告及び丙事件被告の違法な訴え提起等によって被告らが被った精神的損害に対する慰謝料としては、被告今、新里及び宮田がいずれも東京から遠く離れた土地で弁護士業務に従事しており、本件訴訟遂行に当たっては、相当の時間的、経済的負担を余儀なくされたと認められること、丙事件被告は甲事件を提訴した時点における原告の代表取締役であり、甲事件の提訴理由について説明すべき責任を負っているにもかかわらず、正当な理由なく当事者尋問期日に出頭しないという不誠実な態度を見せていることなどを総合考慮すれば、各100万円を認めるのが相当であり、また、このような違法な訴えに応訴せざるを得なかったこと並びに乙事件及び丙事件を提起せざるを得なかったことについての弁護士費用としては、各20万円を認めるのが相当である（判決書90ないし91頁）。

3 結論

以上によれば、甲事件については、本件各記述の真実性ないし相当性が認められるから、原告の請求をいずれも棄却することとし、他方、乙事件及び丙事件については、原告及びその代表取締役であった丙事件被告による甲事件の提訴が違法であると認められるから、被告らの請求は、それぞれ金120万円の支払を求める限度で理由があるのでその限度で認容し、その余は理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

主文

- 1 甲事件原告（乙事件被告）及び丙事件被告は、連帯して、甲事件被告ら（乙事件及び丙事件原告ら）に対し、それぞれ金120万円及びこれに対する平成15年4月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 甲事件被告ら（乙事件及び丙事件原告ら）のその余の請求及び甲事件原告（乙事件被告）の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、甲事件、乙事件及び丙事件を通じてこれを20分し、その1を甲事件被告ら（乙事件及び丙事件原告ら）の負担とし、その余を甲事件原告（乙事件被告）及び丙事件被告の負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

平成15年(ワ)第9119号 損害賠償等請求事件 名誉毀損部分等一覧表

記事番号	毀損部分	記載箇所 (ZA1)	事件名
1	武富士は・・・業界トップというのに、親族請求を行い各地でトラブルを発生させている。	5ページ3行目 (「武富士は」) 6～7行目	前書き
2	やり方、回収ノルマ達成のために債務者の親族を含めた第三者請求。	5ページ後6～5行目	前書き
3	過酷な労働環境が、ひいては債務者に過剰融資を迫り、第三者請求に及んでいる実態が、元従業員からの事情聴取で浮かび上がってきた。	5ページ後4～3行目	前書き
4	内緒にしていた夫に払わせる	7ページ後6行目	宮坂事件
5	彼女は借入申込書に職業は主婦と記入し、医療費として必要だから、10万円貸してほしいと受付で話した。夫には内緒にしてほしいとも言った。ところが同社の社員は50万円まで融資枠があるので50万円借りてくださいと言う。「そんなに借りたら返せない」と宮坂さんは10万円でもいいことを伝えたが、店員は「規定で最初のお客さんには枠全部借りてもらうことになっている」と譲らない。宮坂さんはお金が必要だったので、仕方なく50万円を借りた。	8ページ2～8行目	宮坂事件
6	1998年4月上旬のある日の夜、自宅に武富士の社員が取立てにきた。宮坂さんはお金がないため支払えないと言うと、武富士社員は宮坂さんの夫がいることを確認し、「ご主人に払ってもらってくれ」と指示した。	8ページ後4～2行目	宮坂事件
7	宮坂さんが支払えないときや電話に出ないとき、武富士は実家の母親にも電話して「何とかお願いします」などと請求している。	9ページ8、9行目	宮坂事件
8	小学校で子供を待ち伏せる	9ページ10行	宮坂事件
9	社員は、下校する長男を校門で待ち伏せて、「お母さんの友達だけど、お母さんに急用がある」と言って、勤務先や携帯電話の番号を聞き出していた。長男は他人には教えないように言われていたが、怖くて話したという。	10ページ9～11行目	宮坂事件
10	宮坂さんは仕事を辞めているので金がない。だが、武富士の担当者は「本当は金があるのではないか。証拠はあるのか」と迫った。仕方なく、財布の中身を見せた。3000円と小銭が入っていた。武富士社員はその中を見て、「この分、払えるじゃないか」と言った。それは食費である。	11ページ11行目～後5行目	宮坂事件
11	子供と通りかかった宮坂さんを止めて、両手の指を組んでボキボキと鳴らしながら「宮坂さんですね。ほく知ってますよ。隣近所の人に聞いてもいいんですよ」と大声で威圧した。	12ページ後8～5行目	宮坂事件
12	学校から戻ってきてからも、その担当者は玄関で指の関節をボキボキと鳴らして、威圧を繰り返した。	12ページ後3行目	宮坂事件
13	高齢の母親に執拗な請求	21ページ後4行目	大川事件
14	借りた本人に請求するだけならまだいい。さらに武富士は支払義務のない親兄弟にまで請求している。2002年6月20日午後6時半ごろ、中部地方に住む大川剛志さん(仮名)の母親(76歳)が住むマンションに武富士の「小林」と名乗る男が訪れた。大川さんは1993年7月に武富士から金を借りた。母親の家に将来同居する予定で住民票を移していたが、住んではいなかった。	21ページ後3行目～22ページ3行目	大川事件
15	この日「小林」氏はインターホン越しに面会を求めた。大川さんはそこにいない。母親にそう言われても、携帯番号の番号を教えるなどと、なかなか帰らなかった。	22ページ5～7行目	大川事件

16	ドアを何度も叩き、近所に響き渡るような大声で大川さんに会いたいから連絡先を教えろとわめいた。母親が帰ってくださいと言うと、「1万円だけ支払ってくれば帰る」などと約50分間にも煩って執拗に迫った。	22ページ10 ～12行目	大川事件
17	母親の支払いを勝手に息子の返済に回す	30ページ3行	徳田事件
18	武富士は幸江さんに「息子さんの分も支払ってほしい」と電話で言ってきた。徳田さんが借金していることすら初めて知ったのに、それを払えとは二重のショックだった。なぜ息子の分まで支払わなければならないのかと武富士の担当者に聞くと、「母親だから支払ってもらわないと困る」などと言う。	32ページ2～ 5行目	徳田事件
19	さらに武富士では、幸江さんが自分名義の借金で支払った金を、勝手に息子の支払いに回していた。	32ページ後8 ～7行目	徳田事件
20	2度も「今回限りだから」と請求	33ページ6行 目	浅野・鈴村 事件
21	2001年10月頃、武富士の担当者は浅野さんの母親に「息子さんの借金を払ってほしい」と電話をした。母親は「パートで働いていて支払えない」と断ったが、「払ってもらわないと困る」と言われて払った。	33ページ後5 ～3行目	浅野事件
22	北海道の鈴村幸夫さんは、2001年7月6日から行方不明になっている。彼は多数のサラ金や個人から借金をして、姿を消してから実兄の茂男さんのところに問い合わせの電話がかかってきて迷惑していた。同年12月10日、武富士から今回限りだから何とか支払ってほしいと懇請する電話があった。繁夫さんは指示された2万1000円を幸夫さんの名前で武富士に送金して支払った。	33ページ後2 行目～34ペー ジ4行目	鈴村事件
23	母親が8万円の給料から1万5000円を払わされた	44ページ後7 行目	中山事件
24	それと同じころ、武富士から電話がかかってきた。キミ子さんが出ると、娘に金を貸したので1万5000円を払ってほしいと言われた。	44ページ後6 ～5行目	中山事件
25	キミ子さんは武富士の社員に3000円か5000円ぐらいなら払えると言った。パートの収入が月8万円で、生活保護を受けることもあるから、それぐらいが精一杯だ。しかし、武富士の社員は「お母さんだって責任がある。子供さんが借りたのだから。お母さんに払ってもらわなければならない」と言い張った。自分が借りたわけでも、使ったわけでもないのにどうして払わないといけないのかと反発したが、しかし、武富士の担当者は「お母さんの方からいくらかずつでも払ってもらわないと困る」と聞く耳を持たない。「いくらか」というのでキミ子さんは「3000円か5000円ぐらいならなんとか払える」と答えたが、「なんとしても1万5000円を払え」と罅が聞かない。	45ページ1～ 10行目	中山事件
26	担当者は「お母さんだから、払う義務がある。子どもさんが借りたものだから、お母さんに払ってもらわないと困る」と言った。尚美さんが自殺を図ったことも話すと、「わかります。辛いことはわかります」と多少の情を見せたが、結局は1万5000円を払ってもらわないと困るということだった。仕方なくキミ子さんは、もらったばかりの給料から1万5000円を払った。同月中旬には、自宅にまた武富士の社員が来て、「こないだ1万5000円払ってもらったが、あと1万5000円足りない。それはいつ払ってくれるのですか」と言った。キミ子さんは、2週間ほど前に1万5000円を払って、また1万5000円を出せと言われても無理。娘も仕事ができない状態だから、払えないと断った。しかし、武富士の担当者は「とにかく払ってもらわないと困る」などと繰り返して言い続けた。	46ページ2～ 後6行目	中山事件
27	手ぶらで帰ると、上の者に怒られる。借りたものは返すのが当たり前。娘さんが払えなかったら、お母さんに払ってもらわないと困る」などと言い、一向に帰ろうとしない	47ページ後7 ～5行目	中山事件

28	その日も武富士の社員が来たので、キミ子さんは娘から渡された金を払い、弁護士に相談することを話した。するとその社員は「それならば1万円足して払ってもらわないと困る」と言い出した	48ページ9～12行目	中山事件
29	しかし社員は弁護士に頼むのならあと1万円払ってくれと言い続けたので、キミ子さんは仕方なく、自分のお金を1万円足して支払った。	48ページ後3行目～最終行	中山事件
30	70歳の母親の無知につけ込んで4年間も支払させた	61ページ後7～6行目	林田事件
31	武富士の行為の問題は、まず、林田さんには悪い言い方だが、人の無知につけ込んだことである。武富士は林田さんが娘の借金を自分が支払わなければならないと誤信していることを知りながら、あるいは、知ることができたにもかかわらず、支払義務がないことを告げずに請求した。	64ページ2～6行目	林田事件
32	さらに違法性があるのは、借金額を十分に知らせなかったことだ。	64ページ8行目	林田事件
33	武富士は林田さんに借主の債務内容はもちろんのこと、どのような支払いをさせるのかを十分に説明し、理解してもらうべき責任があるはずだ。ところが、そのような説明は全くされず、70歳を過ぎた林田さんはいくら払うことになるのかわからず困惑し、いつまで払えばいいのか法えてしまった。武富士は1万円でよいと回答した後で、3000円増やすように林田さんに求めた。	65ページ後7行目～最終行	林田事件
34	サラ金業界最大手の武富士が変わったのである。業績第一主義の下に、社員を徹底したノルマ漬けにし、残業代も満足に支払わず、過剰融資に追い立て、第三者請求を強いるという構造がはっきりと見えてきた。	219ページ後3行目～220ページ1行目	後書き
35	私たちは全力を挙げて武富士の過剰融資や第三者請求を告発し、是正する運動を広げていく必要がある	220ページ5～6行目	後書き